

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成24年5月14日
【四半期会計期間】	第26期第1四半期(自平成24年1月1日至平成24年3月31日)
【会社名】	アライドテレシスホールディングス株式会社
【英訳名】	ALLIED TELESIS HOLDINGS K.K.
【代表者の役職氏名】	代表取締役会長 大嶋章禎
【本店の所在の場所】	東京都品川区西五反田七丁目21番11号
【電話番号】	03(5437)6000
【事務連絡者氏名】	経理部長 和田公平
【最寄りの連絡場所】	東京都品川区西五反田七丁目21番11号
【電話番号】	03(5437)6000
【事務連絡者氏名】	経理部長 和田公平
【縦覧に供する場所】	株式会社 東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第25期 第1四半期連結 累計期間	第26期 第1四半期連結 累計期間	第25期
会計期間	自平成23年1月1日 至平成23年3月31日	自平成24年1月1日 至平成24年3月31日	自平成23年1月1日 至平成23年12月31日
売上高 (千円)	6,456,913	5,625,663	34,080,187
経常利益又は経常損失() (千円)	597,463	904,220	940,439
四半期(当期)純利益 又は純損失() (千円)	666,168	970,382	684,123
四半期包括利益又は包括利益 (千円)	713,214	1,113,398	845,320
純資産額 (千円)	10,710,883	11,081,797	12,484,948
総資産額 (千円)	22,169,005	24,540,782	24,404,584
1株当たり四半期(当期)純利益金額 又は純損失金額() (円)	5.45	8.37	5.83
潜在株式調整後1株当たり 四半期(当期)純利益金額 (円)	-	-	5.64
自己資本比率 (%)	46.8	42.8	49.0

(注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 売上高には、消費税等は含んでおりません。

3. 第25期第1四半期連結累計期間の四半期包括利益の算定にあたり、「包括利益の表示に関する会計基準」(企業会計基準第25号 平成22年6月30日)を適用し、遡及処理しております。

4. 第25期第1四半期連結累計期間及び第26期第1四半期連結累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり四半期純損失金額であるため記載しておりません。

5. 当第1四半期連結会計期間より、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号 平成22年6月30日)、「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号 平成22年6月30日)を適用しております。

この適用により、第25期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の数値は、当該会計方針の変更を反映した遡及修正後の数値を記載しております。

2【事業の内容】

当第1四半期連結累計期間において、当社グループ(当社及び連結子会社、以下同じ)が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

第2【事業の状況】

1【事業等のリスク】

当第1四半期連結累計期間において、新たに発生した事業等のリスクはありません。また、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについて重要な変更はありません。

2【経営上の重要な契約等】

平成24年3月5日開催の当社取締役会において、当社在外子会社Allied Telesis, Inc. による土地、建物の取得並びに移転について決議し、同社は同日に売買契約を締結いたしました。

3【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において当社グループが判断したものであります。

(1)業績の状況

当第1四半期連結累計期間（平成24年1月1日～平成24年3月31日）の世界経済は、欧州では景気の低迷状態が続いている一方で、米国では、緩やかな株価上昇の中、景気は徐々に回復の兆しが見え始めてまいりました。しかし、国内経済は、原油高や円高により実体経済の足取りは重く、依然として先行き不透明な状況で推移していません。

このような状況の下、当社グループは、地域密着型の営業やサポート体制を強化しつつ、顧客ニーズに沿ったネットワークソリューションの提供に注力してまいりました。また、将来に向けてのグローバルビジネスの拡張と経営効率の向上のため、グループ全社で社内インフラを整備しております。

この結果、当第1四半期連結累計期間における連結売上高は56億25百万円（前年同期比12.9%減）となりました。営業利益は14億14百万円の損失（前年同期は8億17百万円の損失）となりましたが、前期末より円安となったことから為替差益として5億21百万円を計上し、経常利益は9億4百万円の損失（前年同期は5億97百万円の損失）となり、四半期純利益は9億70百万円の損失（前年同期は6億66百万円の損失）となりました。

地域別の実績として、日本では、医療機関や公共・文教分野においてシェア拡大を目指し営業活動を強化してまいりました。その結果、一般企業などの設備投資の抑制などから、受注件数は増加したものの個々の案件は縮小傾向がみられ、売上高は前年同期の実績を下回りました。

米州では、トリプルプレイサービスなどの受注が堅調に推移し、米ドルベースでの売上高は前年同期比で増加となりました。しかし、前年同期に比べ円高となり、円換算額ではほぼ横ばいとなりました。

EMEA（ヨーロッパ、中東及びアフリカ）における売上高は、欧州の景気低迷のあおりを受け、イギリス、フランス、スペイン及び東ヨーロッパ諸国などで受注が減少し、前年同期を大きく下回りました。

アジア・オセアニアでは、ニュージーランドの政府主導の学校ネットワーク更新案件や通信事業者などの受注が伸張し、売上高は前年同期を上回りました。

昨今、海外進出を目指す国内の企業が増加しております。このような企業に対し、当社グループの海外子会社と連携し両方向からの積極的なアプローチを展開しております。高品質かつコストパフォーマンスに優れた製品及び高付加価値サービスに加え、ワールドワイドに展開する海外ネットワークを有する当社グループの優位性を訴求することで、受注拡大と新たな市場開拓につなげることができると考えております。

(2)財政状態の分析状況

当第1四半期連結会計期間末における総資産は245億40百万円となり、前連結会計年度末に比べ1億36百万円増加いたしました。これは主に受取手形及び売掛金が39億31百万円減少した一方で、現金及び預金が29億73百万円増加したこと、有形固定資産が10億56百万円増加したことによるものであります。負債合計は134億58百万円となり、前連結会計年度末に比べ15億39百万円増加いたしました。これは主に支払手形及び買掛金が2億36百万円、短期借入金が5億42百万円、長期借入金が3億93百万円増加したことによるものであります。純資産につきましては、110億81百万円となり、前連結会計年度末に比べ14億3百万円減少いたしました。これは主に利益剰余金が13億17百万円減少したことによるものであります。これらの結果、自己資本比率は前連結会計年度末に比べ6.2ポイント低下となる42.8%となりました。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期連結累計期間において、当社グループが対処すべき課題について重要な変更はありません。

(会社の支配に関する基本方針)

当社は、平成21年7月31日開催の取締役会において、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容等（会社法施行規則第118条第3号に掲げる事項）は次のとおりであります。

() 基本方針の内容の概要

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の企業価値の源泉を理解し、当社が企業価値ひいては株主共同の利益を継続的かつ持続的に確保、向上していくことを可能とする者である必要があると考えています。

当社は、当社の支配権の移転を伴う買収提案がなされた場合、その判断は最終的には株主全体の意思に基づき行われるべきものと考えております。また、当社株式について大量買付がなされた場合であっても、これが当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資するものであれば、これを否定するものではありません。しかしながら、株式の大量買付の中には、その目的等から見て企業価値・株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主が株式の大量買付の内容等について検討し、あるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社が買収者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買収者との交渉を必要とするもの等、大量買付の対象となる会社の企業価値・株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

この点、当社の企業価値の源泉は、グループ各社の有するネットワーク機器業界のリーディングカンパニーとして創業以来蓄積してきた経験とノウハウ、高度な技術力に基づいた情報通信機器全般に関する総合力、急速かつ激しい技術革新に対応し、「高性能」「高品質」「高い信頼性」を保持しつつ「コストパフォーマンス」に優れた製品を安定的に供給することのできる研究開発力、お客様の幅広いニーズにきめ細かく応えることのできる製品及びサービスの豊富さ、世界に広がる多くの顧客及び取引先、パートナーとの長期的な友好関係に基づく強固な信頼関係にあります。当社株式の買付けを行う者がこれら当社の企業価値の源泉を理解し、これらを中長期的に確保し、向上させられる者でなければ、当社の企業価値ひいては株主共同の利益は毀損されることとなります。

当社は、このような当社の企業価値・株主共同の利益に資さない大量買付を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であり、このような者による大量買付に対しては、必要かつ相当な対抗措置を講じることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保する必要があると考えます。

() 取組みの具体的な内容の概要

当社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の基本方針の実現に資する特別な取組み

当社は、創業以来20年以上継続してきた「法人向けネットワーク機器」の開発・製造・販売の更なる拡充と、サポート・サービスの充実を中心とした様々な施策を実行することで、当社の企業価値を向上させることに鋭意取り組んでおります。

(ネットワーク機器事業)

当社グループは、創業以来、世界21ヶ国に広がる販売拠点と業界随一の幅広い製品ラインアップにより、世界でも有数のネットワーク機器総合メーカーとしての地位を築いてまいりました。常に機器メーカーとしての原点に立ち返り、お客様のニーズをいち早く取り入れた技術的に優れた製品をタイミングよく開発・販売することで主力製品の拡販を進めております。今後は、更なるサポート・サービスの充実と最適なITシステム基盤構築を行うためのプロフェッショナルサービスの展開など幅広い事業戦略を推進し、より一層の安定的な収益基盤の確保を目指してまいります。

(IPTトリプルプレイ事業)

当社グループは、IPネットワーク上のマルチメディア化にいち早く注目し、IPTトリプルプレイ事業の準備（機器の開発、販売体制構築）に、戦略的開発投資を行ってまいりました。その結果、現在、世界各国のユーザーに真のIPTトリプルプレイが提供され始めております。当社グループは、IPTトリプルプレイ事業は、長期的に成長が見込める市場であると考えており、今後も継続して投資を行ってまいります。

() NSP（ネットワーク・サービス・プロバイダー）

当社グループは、欧米にて拡大しているIPTトリプルプレイ市場にいち早く対応し投資を継続しており、機器の開発からサポート・サービス、コンサルティングまでワンストップで提供可能な体制を整え、マーケットリーダーとしての地位を確立してまいりました。また、IPTV等新たなサービス需要に対しては、大手インテグレーターとの強力なパートナーシップを背景に、営業力と商品力の両面の強化により事業の拡大を図っております。

() I P - G S P (I P グローバル・サービス・プロバイダー)

I P - G S P 事業は、大学や米軍基地など一定のエリアにおいて、インフラの敷設から I P 電話、I P T V、その他ネットワーク等、様々なサービスやコンテンツを提供する事業です。当社グループは、機器メーカーとしての範疇を超え、ネットワーク構築からそれを利用したサービス提供まで総合的に提供できる企業集団としての体制を整えてきておりますが、今後もこの事業を拡大することにより、グローバルに展開している企業へのビジネスゲートウェイとしての役割も担うことが可能となるとともに、サービスに応じた収入を得るビジネスモデルに基づき、より安定した収益の確保につながる事業として強化してまいります。

(研究開発事業)

ネットワーク関連市場は世界的に製品開発が激化しており、絶え間なく技術革新が進んでおります。当社グループは従来より売上高の一定割合を研究開発に投資するなど、先端技術の研究開発に取り組んでまいりました。ネットワーク関連機器の総合メーカーとしての地位を確保し、更なる成長を遂げるとともに企業価値を向上させるためには、研究開発は欠かせない事業であり、今後も将来を見据えた活動を行ってまいります。基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は平成21年7月31日開催の取締役会において、上記のとおり、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（以下「基本方針」といいます。）を定めるとともに、基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み（会社法施行規則第118条第3号口（2））として、当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）（以下「本プラン」といいます。）を導入いたしました。なお、本プランは、平成22年3月30日開催の当社第23回定時株主総会において、有効期間の延長が承認されております。

当社は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さない大量買付を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えています。本プランは、こうした不適切な者による当社の企業価値ひいては株主共同の利益に反する大量買付を抑止するとともに、当社株式に対する大量買付が行われる際に、当社取締役会が株主の皆様へ代替案を提案したり、あるいは株主の皆様にかかる大量買付に応じるべきか否かを判断するために必要な情報や時間を確保すること、株主の皆様のために交渉を行うこと等を可能とすることを目的としております。

本プランは、当社株券等の20%以上を買付けしようとする者が現れた際に、買収者に事前の情報提供を求める等、上記の目的を実現するために必要な手続を定めております。

買収者は、本プランに係る手続に従い、当社取締役会又は当社株主総会において本プランを発動しない旨が決定された場合に、当該決定時以降に限り当社株券等の大量買付を行うことができるものとされています。

買収者が本プランに定められた手続に従わない場合や当社株券等の大量買付が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するおそれがある場合等で、本プラン所定の発動要件を満たす場合には、当社は、買収者等による権利行使は原則として認められないとの行使条件及び当社が買収者等以外の者から当社株式と引換えに新株予約権を取得できる旨の取得条項が付された新株予約権を、その時点の当社を除く全ての株主に対して新株予約権無償割当ての方法により割り当てます。本プランに従って新株予約権の無償割当てがなされ、その行使又は当社による取得に伴って買収者以外の株主の皆様が当社株式が交付された場合には、買収者の有する当社の議決権割合は、最大50%まで希釈化される可能性があります。

なお、本プランに従った新株予約権の無償割当ての実施、不実施又は取得等の判断については、取締役の恣意的判断を排除するため、当社経営陣から独立した社外取締役等のみから構成される独立委員会を設置し、その客観的な判断を経るものとしております。また、当社取締役会は、これに加えて、本プラン所定の場合には、株主総会を開催し、新株予約権の無償割当ての実施に関する株主の皆様意思を確認することがあります。

上記各取組みに対する当社取締役会の判断及びその判断に係る理由

当社は、本プランは上記の基本方針に沿うものであり、また以下のような特段の配慮がされていることにより、当社の企業価値及び株主共同の利益を損なうものではなく、また当社役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

(ア) 企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上

本プランは、基本方針に基づき、当社株券等に対する買付等がなされた際に、当該買付等に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提案するために必要な情報や時間を確保したり、株主の皆様のために買付者等と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保することを目的として導入されるものです。

(イ)買収防衛策に関する指針等の要件の充足

本プランは、経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」に定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則）を全て充足しています。

(ウ)株主意思の重視

本プランの有効期間は、平成22年3月30日開催の当社第23回定時株主総会終結後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までの約3年間とするいわゆるサンセット条項が付されており、かつ、その有効期間の満了前であっても、当社株主総会又は当社取締役会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランは当該決議に従い廃止されることとなります。その意味で、本プランの消長には、株主の皆様のご意向が反映されることとなっております。

(エ)独立性を有する社外取締役等の判断の重視及び第三者専門家の意見の取得

本プランの発動に際しては、独立性を有する社外取締役等のみから構成される独立委員会による勧告を必ず経ることとされています。さらに、独立委員会は、当社の費用において独立した第三者専門家等の助言を受けることができるものとされており、独立委員会による判断の公正さ・客観性がより強く担保される仕組みとなっております。

(オ)合理的な客観的要件の設定

本プランは、合理的な客観的要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しております。

(カ)デッドハンド型やスローハンド型の買収防衛策ではないこと

本プランは、株券等を大量に買い付けた者の指名に基づき当社の株主総会において選任された取締役で構成される取締役会により廃止することが可能であるため、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交代させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。また、当社においては取締役の任期は1年であり、期差任期制は採用されていないため、本プランは、スローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交代を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもありません。

(4)研究開発活動

当第1四半期連結累計期間におけるグループ全体の研究開発活動の金額は814百万円であります。なお、当第1四半期連結累計期間において、当社グループの研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

第3【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	600,000,000
計	600,000,000

【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間末 現在発行数(株) (平成24年3月31日)	提出日現在発行数(株) (平成24年5月14日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	115,981,690	115,981,690	東京証券取引所 (市場第二部)	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
計	115,981,690	115,981,690		

(注) 提出日現在の発行数には、平成24年5月1日から当該四半期報告書提出日までの権利行使により発行された株式数は含まれておりません。

(2)【新株予約権等の状況】

当第1四半期会計期間において発行した新株予約権は、次のとおりであります。

決議年月日	平成23年3月29日(株主総会)及び平成24年3月14日(取締役会)
新株予約権の数(個)	46,760
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	4,676,000(注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	138(注)2
新株予約権の行使期間	自平成24年3月23日 至平成33年3月28日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 138 資本組入額 69(注)3
新株予約権の行使の条件	(注)4
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには、取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5

1. 新株予約権1個につき当社普通株式100株とする。

なお、当社が株式分割及び株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

2. 株式分割又は併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

3. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の資本組入額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。

4. 新株予約権者が当社又は関係会社を退職し、当社又は関係会社の従業員、取締役及び監査役ならびに社外協力者の地位でなくなった場合、新株予約権を行使することができない。ただし、従業員が会社都合により退職した場合もしくは定年により退職した場合、取締役及び監査役が任期満了により退任した場合等、取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りではない。
新株予約権の最低単位は1個とし、分割行使はできない。
新株予約権の行使に関するその他の条件等は、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。
5. 組織再編行為に伴い、組織再編行為に関する契約、計算書等に再編対象会社の新株予約権を交付する旨を定めた場合のみ、組織再編行為の効力発生時点において残存する新株予約権の新株予約権者に対し、会社法第236条第1項8号イからホまでに掲げる株式会社の新株予約権を交付する。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成24年1月1日～ 平成24年3月31日	160,000	115,981,690	4,675	9,852,078	4,675	44,403

(注) ストックオプションとしての新株予約権の行使による増加であります。

(6) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第1四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(7) 【議決権の状況】

【発行済株式】

平成24年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	-	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 115,970,300	1,159,703	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式
単元未満株式	普通株式 11,390	-	-
発行済株式総数	115,981,690	-	-
総株主の議決権	-	1,159,703	-

(注) 「完全議決権株式(その他)」の欄には、証券保管振替機構名義の株式が4,400株(議決権44個)含まれております。

【自己株式等】

該当事項はありません。

2 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当四半期累計期間における、役員の異動はありません。

第4【経理の状況】

1．四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当第1四半期連結会計期間（平成24年1月1日から平成24年3月31日まで）及び当第1四半期連結累計期間（平成24年1月1日から平成24年3月31日まで）に係る四半期連結財務諸表について有限責任監査法人トーマツによる四半期レビューを受けております。

1【四半期連結財務諸表】

(1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成23年12月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成24年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	5,704,517	8,678,011
受取手形及び売掛金	8,694,764	4,763,457
商品及び製品	3,151,391	3,236,304
仕掛品	170,982	142,931
原材料及び貯蔵品	523,088	658,872
前払費用	771,014	804,249
その他	772,153	644,166
貸倒引当金	251,332	278,444
流動資産合計	19,536,580	18,649,549
固定資産		
有形固定資産	2,132,124	3,188,592
無形固定資産		
その他	1,133,625	1,116,517
無形固定資産合計	1,133,625	1,116,517
投資その他の資産		
その他	1,620,046	1,603,720
貸倒引当金	17,791	17,596
投資その他の資産合計	1,602,254	1,586,123
固定資産合計	4,868,004	5,891,233
資産合計	24,404,584	24,540,782
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	1,586,863	1,823,731
短期借入金	331,079	873,958
1年内返済予定の長期借入金	1,289,596	1,289,396
1年内償還予定の社債	80,000	80,000
未払費用	1,039,948	1,049,016
未払金	705,195	820,234
未払法人税等	118,479	78,347
賞与引当金	320,344	458,310
前受収益	2,235,981	2,310,043
その他	376,451	439,695
流動負債合計	8,083,940	9,222,734
固定負債		
長期借入金	1,898,444	2,291,513
退職給付引当金	684,875	702,557
その他	1,252,376	1,242,180
固定負債合計	3,835,696	4,236,250

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成23年12月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成24年3月31日)
負債合計	11,919,636	13,458,985
純資産の部		
株主資本		
資本金	9,847,403	9,852,078
資本剰余金	39,728	44,403
利益剰余金	530,312	787,534
株主資本合計	10,417,444	9,108,947
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	27	16
繰延ヘッジ損益	123	802
為替換算調整勘定	1,532,413	1,390,367
その他の包括利益累計額合計	1,532,564	1,389,548
新株予約権	534,938	583,301
純資産合計	12,484,948	11,081,797
負債純資産合計	24,404,584	24,540,782

(2) 【 四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書 】

【 四半期連結損益計算書 】

【 第 1 四半期連結累計期間 】

(単位 : 千円)

	前第 1 四半期連結累計期間 (自 平成23年 1月 1日 至 平成23年 3月31日)	当第 1 四半期連結累計期間 (自 平成24年 1月 1日 至 平成24年 3月31日)
売上高	6,456,913	5,625,663
売上原価	2,638,870	2,305,964
売上総利益	3,818,042	3,319,699
販売費及び一般管理費	4,635,740	4,734,005
営業損失 ()	817,698	1,414,306
営業外収益		
受取利息	4,459	3,114
持分法による投資利益	3,898	3,843
為替差益	236,533	521,192
その他	4,659	5,752
営業外収益合計	249,551	533,902
営業外費用		
支払利息	23,970	23,434
その他	5,346	435
営業外費用合計	29,317	23,869
経常損失 ()	597,463	904,273
特別利益		
固定資産売却益	38	-
貸倒引当金戻入額	2,259	-
新株予約権戻入益	797	1,590
特別利益合計	3,094	1,590
特別損失		
固定資産売却損	38	-
固定資産除却損	799	-
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	19,162	-
特別損失合計	20,000	-
税金等調整前四半期純損失 ()	614,369	902,683
法人税、住民税及び事業税	47,786	45,450
法人税等調整額	4,012	22,248
法人税等合計	51,798	67,699
少数株主損益調整前四半期純損失 ()	666,168	970,382
四半期純損失 ()	666,168	970,382

【四半期連結包括利益計算書】
【第1四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成23年1月1日 至平成23年3月31日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成24年1月1日 至平成24年3月31日)
少数株主損益調整前四半期純損失()	666,168	970,382
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	25	43
繰延ヘッジ損益	17,397	926
為替換算調整勘定	64,469	142,046
その他の包括利益合計	47,046	143,016
四半期包括利益	713,214	1,113,398
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	713,214	1,113,398
少数株主に係る四半期包括利益	-	-

【連結の範囲又は持分法適用の範囲の変更】

当第1四半期連結累計期間(自平成24年1月1日 至 平成24年3月31日)

該当事項はありません。

【会計方針の変更等】

当第1四半期連結累計期間
(自平成24年1月1日
至平成24年3月31日)

(1株当たり当期純利益に関する会計基準等の適用)

当第1四半期連結会計期間より、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号平成22年6月30日)及び「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号平成22年6月30日)を適用しております。

潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定にあたり、一定期間の勤務後に権利が確定するストック・オプションについて、権利の行使により払い込まれると仮定した場合の入金額に、ストック・オプションの公正な評価額のうち、将来企業が提供されるサービスに係る分を含める方法に変更しております。

なお、これによる影響については、「1株当たり情報に関する注記」に記載しております。

(たな卸資産の評価方法の変更)

たな卸資産の評価方法については、従来、主として総平均法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)によっておりましたが、前第3四半期連結会計期間より、主として移動平均法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)に変更しております。

そのため、前第1四半期と当第1四半期に適用した四半期連結財務諸表の会計方針に相違が生じております。

なお、前第1四半期の四半期連結財務諸表を、変更後の会計方針を適用した場合における損益に与える影響額は軽微であります。

【四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理】

該当事項はありません。

【追加情報】

当第1四半期連結累計期間
(自平成24年1月1日
至平成24年3月31日)

(会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準等の適用)

当第1四半期連結会計期間の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号平成21年12月4日)及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第24号平成21年12月4日)を適用しております。

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

該当事項はありません。

(四半期連結損益計算書関係)

該当事項はありません。

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書及び前第1四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第1四半期連結累計期間に係る減価償却費(のれんを除く無形固定資産に係る償却費を含む。)は、次のとおりであります。

前第1四半期連結累計期間 (自平成23年1月1日 至平成23年3月31日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成24年1月1日 至平成24年3月31日)
減価償却費 144,784 千円	減価償却費 178,681 千円

(株主資本等関係)

前第1四半期連結累計期間(自平成23年1月1日至平成23年3月31日)

1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日	配当の原資
平成23年2月10日 取締役会	普通株式	250百万円	2円	平成22年12月31日	平成23年3月30日	利益剰余金

2. 株主資本の金額の著しい変動

当社は、当第1四半期連結会計期間において、平成23年2月15日開催の取締役会決議に基づき、自己株式の取得を行いました。この結果、当第1四半期連結会計期間において、自己株式が984,737千円増加し、当第1四半期連結会計期間末において3,968,208千円となっております。

当第1四半期連結累計期間(自平成24年1月1日至平成24年3月31日)

配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日	配当の原資
平成24年2月10日 取締役会	普通株式	347百万円	3円	平成23年12月31日	平成24年3月28日	利益剰余金

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第1四半期連結累計期間(自平成23年1月1日至平成23年3月31日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報 (単位:千円)

	報告セグメント					調整額(注)2	四半期連結 損益計算書 計上額
	日本	米州	EMEA(注)1	アジア・ オセアニア	計		
売上高							
(1) 外部顧客への売上高	3,375,852	1,115,083	1,531,729	434,246	6,456,913	-	6,456,913
(2) セグメント間の 内部売上高又は振替高	165,090	42,279	24,104	1,419,382	1,650,857	(1,650,857)	-
計	3,540,943	1,157,363	1,555,834	1,853,629	8,107,770	(1,650,857)	6,456,913
セグメント利益又は損失()	718,668	236,558	66,727	12,305	876,194	58,496	817,698

(注) 1. ヨーロッパ、中東及びアフリカ。

2. 調整額には、セグメント間取引消去及びセグメント間取引に係るたな卸資産の調整額等が含まれておりません。

2. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

(固定資産に係る重要な減損損失)

該当事項はありません。

(のれんの金額の重要な変動)

該当事項はありません。

(重要な負ののれん発生益)

該当事項はありません。

当第1四半期連結累計期間(自平成24年1月1日至平成24年3月31日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報 (単位:千円)

	報告セグメント					調整額(注)2	四半期連結 損益計算書 計上額 (注)3
	日本	米州	EMEA(注)1	アジア・ オセアニア	計		
売上高							
(1) 外部顧客への売上高	2,843,229	1,101,602	1,207,693	473,138	5,625,663	-	5,625,663
(2) セグメント間の 内部売上高又は振替高	139,228	34,898	12,651	1,651,676	1,838,455	(1,838,455)	-
計	2,982,457	1,136,500	1,220,345	2,124,814	7,464,118	(1,838,455)	5,625,663
セグメント損失()	1,203,407	30,423	65,632	103,286	1,402,750	(11,555)	1,414,306

(注) 1. ヨーロッパ、中東及びアフリカ。

2. セグメント損失の調整額11,555千円には、セグメント間取引消去11,639千円及びセグメント間取引に係るたな卸資産の調整額等23,195千円が含まれております。

3. セグメント損失の合計額は、連結損益計算書の営業損失と一致しております。

2. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

(固定資産に係る重要な減損損失)

該当事項はありません。

(のれんの金額の重要な変動)

該当事項はありません。

(重要な負ののれん発生益)

該当事項はありません。

(企業結合等関係)

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純損失金額及び算定上の基礎、以下のとおりであります。

	前第1四半期連結累計期間 (自平成23年1月1日 至平成23年3月31日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成24年1月1日 至平成24年3月31日)
(1) 1株当たり四半期純損失金額	5円45銭	8円37銭
(算定上の基礎)		
四半期純損失金額(千円)	666,168	970,382
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る四半期純損失金額(千円)	666,168	970,382
普通株式の期中平均株式数(株)	122,142,557	115,886,690
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要	平成22年3月30日定時株主総会決議による新株予約権1種類(普通株式5,000,000株)。	平成23年3月29日定時株主総会決議による新株予約権1種類(普通株式4,676,000株)。 なお、概要は「第3提出会社の状況、1株式等の状況、(2)新株予約権等の状況に記載のとおりであります。

(注) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり四半期純損失金額であるため記載しておりません。

(会計方針の変更)

当第1四半期連結会計期間より、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号 平成22年6月30日)及び「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号 平成22年6月30日)を適用しております。

潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定にあたり、一定期間の勤務後に権利が確定するストック・オプションについて、権利の行使により払込まれると仮定した場合の入金額に、ストック・オプションの公正な評価額のうち、将来企業が提供されるサービスに係る分を含める方法に変更しております。

なお、この変更による影響はありません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2【その他】

(普通株式の配当に関する事項)

平成24年2月10日開催の取締役会において次のとおり決議しております。

配当金の総額 347百万円
1株当たり配当金 3円
基準日 平成23年12月31日
効力発生日 平成24年3月28日

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成24年5月11日

アライドテレシスホールディングス株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 中川 正行 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 下条 修司 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているアライドテレシスホールディングス株式会社の平成24年1月1日から平成24年12月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間（平成24年1月1日から平成24年3月31日まで）及び第1四半期連結累計期間（平成24年1月1日から平成24年3月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、アライドテレシスホールディングス株式会社及び連結子会社の平成24年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。